

日本質量分析学会 トラベルアワード要領

(総則)

第1条 この要領は日本質量分析学会特別賞，学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，トラベルアワード，論文賞および会誌賞規程（以下「規程」という.）および日本質量分析学会学会賞，技術賞，奨励賞，功労賞，トラベルアワード，論文賞および会誌賞受賞者選考細則に基づき日本質量分析学会（以下「学会」という.）が授与する日本質量分析学会トラベルアワードに関し，必要な事項を定める.

(補助金額)

第2条 補助金額の合計は50万円程度を上限とする.

(対象学術集会)

第3条 日本国外で開催される国際質量分析学会 (International Mass Spectrometry Conference, IMSC), 日本国外で開催されるアジアオセアニア質量分析学会(Asia Oceania Mass Spectrometry Conference, AOMSC), International Mass Spectrometry School (IMSS)および Annual Conference of American Society of Mass Spectrometry とする.

2 AOMSCにAOMSC Young Scientist Forumが引続き開催される場合は，この2つの参加を必須とし補助の対象とする.

3 各年度ごとに募集の対象とする学術集会を決定し，募集案内とともに告知する.

4 受賞決定年度の翌年度末までに渡航するものとする.

(補助金対象)

第4条 補助金の対象は，受賞者本人が第3条に定める学術集会に参加するために必要な往復航空賃，学術集会参加費とする. AOMSC Young Scientist Forumについては宿泊費を含む参加登録費を対象とする.

(補助金見積の作成)

第5条 学会事務局においては，表彰委員会で決定した受賞候補者の補助金額の見積を作成，受賞者決定の参考資料とする.

(補助金支給方法)

第6条 対象学術集会参加に要する最短日程分について，エコノミークラス往復航空券を学会事務局で予約，発券し受賞者に支給する.

2 参加登録費については，学会終了後，領収書，航空券半券、パスポートの写し等の信憑書類の提出をもって参加登録費実費分を受賞者本人の銀行口座に振り込むことで精

算する.

付 則

1 この要領は, 2014 年 5 月 13 日から施行する.